

横浜市資産指令第1272号
平成22年8月1日

許可番号 第05620009861号

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市港北区篠原町2868番地

氏名 株式会社 春秋商事
代表取締役 堂 蘭 紀栄之 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 林 文子



許可の年月日 平成22年8月1日

許可の有効年月日 平成27年7月31日

1. 事業の範囲

中間処分業

- 破砕1施設：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類
- 破砕2施設：ガラスくず及び陶磁器くず 以上1種類
- 溶融（減容）：廃プラスチック類 以上1種類
- 溶融（RPF製造）：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類
- 圧縮：廃プラスチック類（軟質系のものに限る）、紙くず、金属くず 以上3種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。））

事業の用に供する施設の所在地

横浜市都筑区川向町1160番1、同番2 以上2筆（面積892.46㎡）

中間処理施設の概要

- 破砕1施設 1基（4.7t/日）
設置年月日：平成21年10月21日
- 破砕2施設 1基（9t/日）
設置年月日：平成21年10月21日
- 溶融（減容） 1基（0.16t/日）
設置年月日：平成21年10月21日
- 溶融（RPF製造） 1基（4t/日）
設置年月日：平成21年10月21日
- 圧縮 1基（4.76t/日）
設置年月日：平成21年10月21日

3. 許可の条件

(1) 横浜市都筑区川向町1160番1他1筆において、中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、202.08m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年8月1日 新規許可
平成22年8月1日 更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。